

いよいよ

マイナンバー制度が始まります。

マイナンバー（社会保障・税番号）とは
国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。



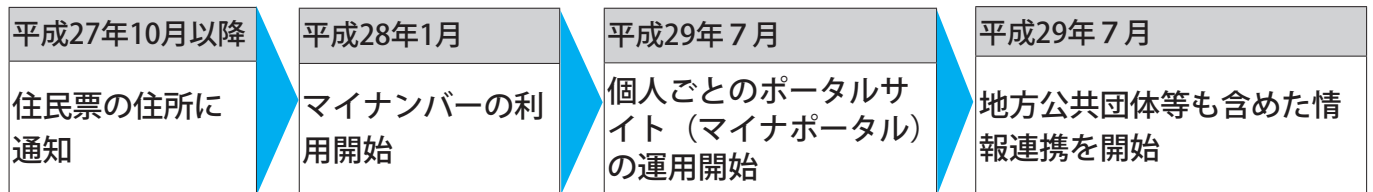
平成28年1月以降、マイナンバーは、こんな場面で必要となります。

社会保障関係の手続	税務関係の手続	災害対策
年金の資格取得や確認、給付 雇用保険の資格取得や確認、給付 ハローワークの事務 医療保険の給付の請求 福祉分野の給付、生活保護 など	税務署に提出する 確定申告書、 届出書、法定調書などに記載 都道府県・市町村に 提出する申告書、 給与支払報告書などに記載 など	防災・災害対策に関する事務 被災者生活再建支援金の給付 被災者台帳の作成事務 など

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- ・社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- ・事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保障の手続きを行うこととなります。
- ・税の手続きにおいて、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバー制度実施の流れ



【詳細はこちら】

公式サイト「マイナンバー」[検索](#) 公式 Twitter「内閣官房社会保障改革担当室（番号制度）」
コールセンター ☎ 0570 - 20 - 0178

みなさんのご意見をお聞かせください

今年度から町と各地区コミュニティセンターと共催で開催いたします。

町長、副町長、教育長、町の課長が各地区にお伺いし、主要課題について説明します。地域の課題や町政全般について、みなさんのご意見をお聞かせください。

まちづくり 座談会

日程	会場	時間
7月2日 (木)	鷹山地区コミュニティセンター	午後7時30分 ～9時まで
7月3日 (金)	鮎貝地区コミュニティセンター	
7月22日 (水)	十王地区コミュニティセンター	

上記以外の地区につきましては、現在日程を調整中です。決定次第お知らせいたします。

お住まいの地区以外の会場に参加していただいても結構ですので、ぜひご参加ください。



■問い合わせ

企画政策課情報係 ☎85-6121